

令和8年第2回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和8年2月20日(金) 9時30分開始

2 会場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員

教育長	小西啓二	出席
1番	池田良枝	出席
2番	小城和之	出席
3番	市川洋	出席
4番	山田洋子	出席

4 出席職員

教育次長	柿本剛
総務学事課長	大井一徳
総務学事課	重安千陽
	浅井田展彦
	丸茂宣潔
	須藤颯太
生涯学習課長	川村恭彦
生涯学習課	松岡文明
	武田宜裕

.....  
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和8年第2回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小城委員を指名します。

次に、会議の議事日程について確認します。お配りしているとおり予定していますが、日程第5で予定している報告第3号、日程第6で予定している報告第4号及び日程第7で予定している協議・報告事項は、個人的な内容が含まれる案件であるため、審議は非公開が適当ではないかと考え、発議します。その他にご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 それでは、本件を採決します。報告第3号、報告第4号、及び日程第7の協議・報告事項の審議を「公開しない」とすることに異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、報告第3号、報告第4号、及び日程第7の協議・報告事項は「非公開」と決定しました。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。会期は、2月20日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

## 議案第2号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について

小西教育長 日程第2「議案第2号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、市長は教育委員会の意見を聞かなければならないこととなっています。令和8年3月大竹市議会定例会（第2回）に提出する4件の議案の作成について、市長から意見を求められたため、意見を申し出るものです。

1件目の提出議案は、別紙1の「玖波交流館設置及び管理条例の制定について」です。本条例は、老朽化等の課題を抱える玖波公民館について、同じ玖波地域内の類似施設であるコミュニティサロン玖波の機能を統合した新たな地域交流施設として、「玖波交流館」を設置するに当たり、施設の管理運営に必要な事項を定めるものです。条例の内容について説明します。第1条は、条例の趣旨となります。第2条は、施設の設置目的となります。「市民にゆとりとふれあい、交流の場を提供し、市民の教養の向上、豊かな生活の確立及び地域の連帯を図ること」を玖波交流館の設置目的としています。第3条は、施設の管理に関する条項となります。第4条から第6条までは、施設を使用する際の使用許可に関する条項となります。第7条から第9条までは、施設の使用料に関する条項となります。第10条から第21条までは、指定管理をおこなう場合の、指定管理者による管理に関する条項となります。第22条は、委任規定となります。条例第7条及び第11条に係る別表としまして、玖波交流館使用料金表について規定しております。最後に附則でございますが、本条例の施行期日を、玖波交流館の開館予定日である、令和9年3月1日と規定しております。ただし、開館に際し、施設の使用許可等を事前に行う必要があることから、第4条の規定による使用の許可、第7条の規定による使用料の徴収及び第8条の規定による使用料の減免に係る必要な行為は、この条例の施行の前においても、第4条、第7条及び第8条の規定の例により行うことができることとし、これらの準備行為に係る規定の施行期日を、令和8年8月1日としております。

2件目の提出議案は、別紙2の「大竹市立公民館設置及び管理条例の一部改正について」です。本条例は、玖波交流館の設置に伴い、令和8年7月31日をもって、玖波公民館を廃止するため、一部を改正するものです。条例の内容としましては、第2条「公民館の名称及び所在地」の表中、「玖波公民館」に関する規定を削除します。本条例の附則としまして、本条例の施行期日を、令和8年8月1日と規定しています。これと併せて、アマチュアスポーツ団体が大ホールを区分してその一部を使用する場合の使用料について、当該使用料の適用対象を拡充するため、「アマチュアスポーツ団体」の記載を削除するものです。なお、こちらの施行期日は、令和8年4月1日としています。

3件目の提出議案は、別紙3の「令和7年度大竹市一般会計補正予算（第10号）」です。最初に歳入歳出予算の補正についてですが、歳出の学校教育振興事業の教育振興基金積立金については、2月18日付けで市内事業者から玖波小・中学校の教育振興のための寄附の申し出がありましたので、寄附金額の100万円を教育振興基金に積み立てるため、同額を計上するものです。それに伴い歳入

の寄附金に同額を計上しています。次に歳出の小学校管理運営事業と中学校管理運営事業の工事請負費、また玖波地域交流施設整備事業については、事業の執行見込みにあわせて減額の補正予算措置をしています。歳入についても国庫補助金と市債を歳出の事業の執行見込みにあわせて減額の補正予算措置をするものです。次に歳出の学校給食費支援事業のにこにこ子ども基金積立金については、令和8年度から小学校の学校給食に係る交付金が新たに創設されるため、今年度における積立が不要となったため、8,000万円を減額するものです。次に、継続費の補正は、玖波地域交流施設整備事業の進捗状況にあわせて総額や年割額を変更するものです。次に、債務負担行為の補正は、令和8年4月1日付けで業務を開始するにあたり令和7年度中に契約事務を行う必要があるため、債務負担行為の追加をするものです。最後に、地方債の補正は、この度の補正予算において整理しております地方債について変更するものです。

4件目の提出議案は、別紙4の「令和8年度大竹市一般会計予算」です。まず、新年度当初予算の概略について説明します。一般会計予算の歳入歳出総額は193億9,788万7千円で前年度比1.0%減となっています。そのうち、教育費の予算は22億9,466万3千円で前年度比0.7%減となっています。教育費のうち総務課で所管する人件費関係分を除く20億7,809万2千円の課別内訳が、総務学事課分8億9,015万5千円、生涯学習課分11億8,793万7千円となっています。継続費、債務負担行為、地方債、前年度比と主な特徴については議案集のとおりです。続いて、新年度に教育委員会で実施する主要な事業について、説明します。別冊の議案第2号関係をご覧ください。まずは、総務学事課分です。最初に「奨学金貸付事業」です。経済的な理由により、修学の機会がなくなることをないよう、学費の貸付を行うものです。なお、生活程度の要件緩和を図るため、生活程度を判定する所得の認定基準の一部を改正して、令和8年度の貸付分から適用します。次に、「小・中学校管理運営事業の校舎空調設備改修事業」です。経年劣化により不具合が発生している大竹小学校と大竹中学校の校舎の空調設備の改修を行います。令和8年度は大竹小学校の改修設計と、大竹中学校の改修工事を行います。次に、「中学校管理運営事業の屋内運動場等空調設備整備事業」です。昨今の猛暑を鑑み、体育授業や部活動時の児童・生徒の体調管理や熱中症予防への対策として、市内中学校屋内運動場に空調設備を整備します。令和8年度は、大竹中学校の整備工事と、小方学園、玖波中学校の整備設計を行います。次に「学校教育振興事業の学校運営協議会設置事業」です。市内小・中学校すべてに設置した学校運営協議会では、保護者や地域の方々が学校運営に参画し、子ども達の学びをより豊かにするための協議を行い、学校と地域が力を合わせ、子ども達の学びと成長を支えていきます。次に、「こども相談室運営事業」です。家庭などで問題を抱えて生活をしている子どもと保護者などに対して、幼児期から青年期まで一貫した相談を実施できる場所を提供するとともに、不登校の児童生徒に対して、学習、生活面での支援を行い社会的自立の支援を行います。次に、「小・中学校教育振興事業のICT支援員配置事業」です。児童生徒の情報活用能力を高め、多様な問題を解決できる能力の育成を目指すため、1人1台端末を授業等で活用しています。そのために必要となる教員のICT活用力の向上、情報セキュリティ対策の強化、授業における活用への支援等のため、専門的な知識をもつICT支援員を配置します。次に、「小・中学校学習環境サポート・読書活動推進事業」です。通常の学級に在籍する発達障害などのある児童生徒へのサポートのため「学級支援員」を配置し、個に応じたき

め細やかな支援を行います。また、学校図書館に読書や学習活動を支援する「読書活動推進員」を配置し、幅広い視野を持った心豊かな児童生徒を育成します。次に、「中学校教育振興事業の英語力向上事業」です。英検の検定料を市内の中学3年生を対象に全額助成します。中学卒業までに取得する目標の級を定めることで、中学生全体の英語力の向上を目指します。次に、「学校給食費支援事業」です。大竹市立の学校に在籍する児童生徒の保護者が負担する学校給食費を全額免除することで、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するものです。また、小学校分については令和8年度から新たに始まる給食費負担軽減交付金と一般財源で実施します。中学校分については引き続き米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源として、にこにこども基金に積み立て、継続して事業を実施します。次に、「給食センター運営事業の配送車更新事業」です。給食センターの配送車2台のうち、初期登録から15年が経過し老朽化が著しい1台を更新します。続きまして、生涯学習課の主要な事業です。「学校連携・子どもの居場所づくり事業の放課後児童クラブ運営事業」です。放課後や長期休暇中に、仕事などで昼間家庭に保護者がいない児童に対して、適切な遊びの場や生活の場を提供し、児童の健全な育成と保護者の仕事と子育ての両立を支援します。次に「学校連携・子どもの居場所づくり事業の放課後子ども教室事業」です。放課後などに学校や公民館等を活用して子どもたちの有意義な活動拠点を設け、地域や各種団体などの協力を得て、様々な体験活動や学習機会の場を提供します。次に、「玖波交流館整備事業」です。こちらは、築50年を経過する玖波公民館を、コミュニティサロン玖波の機能を統合した玖波交流館として新たに整備します。令和7年度に引き続き建設工事を行い、令和9年3月に供用開始予定です。次に、「文化財保護事業の案内看板整備」です。県の宿泊税市町交付金を活用し、史跡を訪れる方々のため、案内看板の整備を行います。最後に、情報化推進事業についてです。総務学事課分ですが、「小・中学校管理運営事業の電子黒板整備事業」として、こちらは、児童生徒のICT機器利用機会の創出、主体性と表現力の向上のため電子黒板を整備します。また、電子黒板により特別支援学級において配慮が必要な児童生徒の実態やニーズに応じた支援を充実させます。

小西教育長 多岐に渡るので1つずつ質問を受けます。まず、1件目の「玖波交流館設置及び管理条例の制定について」に関して、質問はありませんか。

市川委員 指定管理者について、コミュニティサロン栄町では自治会が指定管理者となっており、コミュニティサロン元町とコミュニティサロン玖波はシルバー人材センターが指定管理者となっています。玖波交流館の指定管理者は、市長が指定する形になるのでしょうか。

事務局 コミュニティサロン栄町は、当初より栄地区の自治会連合会から自らが管理したい旨の申し出があり、そのまま今に至っていると把握しています。コミュニティサロン元町も当初は同様の形で指定管理を行っていたと思うのですが、途中で運営が難しくなり、シルバー人材センターが指定管理を行うことになったと把握しています。コミュニティサロン玖波については、玖波1丁目から3丁目にかけて地区の集会所がなく、自治会活動の拠点としてコミュニティサロン玖波を活用する観点から、運営委員会を立ち上げ指定管理を行ってきましたが、こちらもコミュニティサロン元町と同様に運営が難しくなり、現在はシルバー人材センターが指定管理を行うことになったと把握しています。指定管理者制度は、公の施設について、最も効果が上がるであろう事業者へ管理をお願いする制度です。収益が見込まれる施設については民間公募し、最も収益を上げてくれる事業者を選

ぶ例もあるのですが、コミュニティサロンやサントピア（総合福祉センター）などは、収益を上げるための施設ではないため、利益を見込みにくいことから、シルバー人材センターや社会福祉協議会など、施設の性質に照らして適切な事業者を指定管理者として、議会の議決を経て指定する流れになっています。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 次に、2件目の「大竹市立公民館設置及び管理条例の一部改正について」に関して、質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 次に、3件目の「令和7年度大竹市一般会計補正予算（第10号）」に関して、質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 次に、4件目の「令和8年度大竹市一般会計予算」に関して、質疑はありませんか。

池田委員 電子黒板について、どのくらいの数がどのように配備される予定でしょうか。複数年かけての設置を考えています。令和8年度については小学校高学年、中学校3年生、特別支援学級への設置を予定しています。

小西教育長 何年かけての整備を予定していますか。

事務局 今回の計画では4年かけての配備となっています。

事務局 台数については、通常学級・特別支援学級・特別教室合わせて81台の予定です。来年度は特別支援学級が合計19台、通常学級が小学校5、6年生と中学校3年生で合わせて19台の合計38台です。令和9年度については、小学校3、4年生と中学校2年生、令和10年度については、小学校1、2年生と中学校1年生、令和11年度については理科室といった特別教室への配備を予定しています。

小西教育長 4年間かけて環境を整備していきます。大竹市教育委員会としては、しっかりと活用してもらえるように研修等を行っていきたくと考えています。

市川委員 自分たちの時はプロジェクターを使用していて、プロジェクターの機械も何十万円もしていたと思います。以前小学校に行った時に、モニターの大きなものを見ました。すごく便利なものだと思いますが、今まで使っていたモニターが使われなくなるのではないのでしょうか。電子黒板はとても高価なものだと思うので、できるだけ有効な活用方法、教育効果のある活用方法を考えて使用して欲しいです。

事務局 電子黒板を導入するにあたって今まで使っていたモニターが使われなくなることはならず、当面は併用して使う予定です。モニターのうち耐用年数の関係で使えないものは廃棄していくのですが、最終的には電子黒板だけでなくモニターも一定数は残しておき、併用していけたらと考えています。

池田委員 今後ICT支援員が重要になると思います。各学校への配置や時間を工夫していかないと、パソコンも電子黒板もうまく活用されないまま更新時期が来てしまうので、ICT支援員の配置もこれまで通りにいかない面が出てくると思います。

事務局 ICT支援員は来年度から3年契約で委託させていただきます。継続して委託するようになりますので、計画性をもって実施していきたいと考えています。

山田委員 スクールバスは今4台所有で良かったでしょうか。

事務局 4台所有しています。小方ヶ丘便、木野便、栗谷便の3便を4台で運行してい

ます。木野便は木野地区の児童生徒を大竹小学校と大竹中学校に送迎する便で、小方ヶ丘便は阿多田地区と防鹿・飯谷地区の児童生徒を小方学園に送迎する便で、栗谷便は栗谷地区の児童生徒を小方学園に送迎する便です。

山田委員 玖波地区の児童生徒の送迎はありますか。

事務局 スクールタクシーをタクシー会社をお願いしています。

山田委員 所有しているスクールバスの耐用年数は問題ないでしょうか。

事務局 耐用年数が過ぎているものもありますが、メンテナンスをして安全に走行できる状態を維持しています。

小城委員 小・中学校管理運営事業の校舎空調設備改修事業について、大竹小学校は設計、大竹中学校は工事を実施とあります。来年度この計画で進めた後にその他の学校も同様に進めていくのでしょうか。

事務局 大竹市内の学校については、大竹中学校が平成17年建設、大竹小学校が平成23年建設と、建設から15年以上経過し空調設備にも不具合が生じています。まずはこちらを更新し、将来的に小方学園や玖波小学校と更新していく予定です。

小城委員 新しい設備になっている学校は十数年後の更新なのだと思いますが、更新する時は学校単位で一度に更新するのでしょうか。

事務局 学校の空調システムの関係で、学校ごとに一度にすべてを更新することになります。また、補助金の関係で、部分的に更新するのは難しいです。

小城委員 屋内運動場等の空調設備事業については、8年度は大竹中学校を工事し、小方学園と玖波中学校の設計を行うのでしたら、9年度は小方学園と玖波中学校で工事を行うのでしょうか。

事務局 今の時点ではその予定です。小学校については来年度設計と工事の予定を決めていきます。

小城委員 来年度設計と工事の予定を決めるならば、9年度に設計を行い、10年度に工事の予定でしょうか。

事務局 最短でいければ、そのようになります。

小城委員 学校教育振興事業の学校運営協議会の設置に関してですが、小中すべての学校に設置された学校運営協議会のこの40万円について、各学校にいくら使うかの割合や、どういった目的で使うのかを教えてください。学校運営協議会はコミュニティスクール構想の一環だと思うのですが、それに対してこの額が適正かどうか、個人的には少ないように見えるのですが、どういったことを想定した40万円なのかを教えてください。

事務局 この40万円は学校運営協議会委員報酬のための予算です。

小城委員 1人あたりどのくらいの金額で計算していますか。

事務局 1回の出席で2,000円の報酬としています。

小城委員 その2,000円の根拠を教えてください。

事務局 他の市町の状況等を参考にして設定しています。令和6年度より玖波小学校で先行実施し、その時からこの金額に設定しています。

小城委員 2,000円の金額設定が適正かどうか、他の市町との比較で設定とのことですが、単純に数時間拘束されて2,000円なので、1時間あたり数百円になる計算ですが、果たしてこれが適正なのか、と思います。ICT支援員や学級支援員、読書活動推進員の皆様の報償費も色々な根拠があつての金額設定だと思いますが、明らかに少ないのではないのでしょうか。基本的な考え方としてボランティアの方、地域の方と一緒に進めるものといった考え方はあると思いますが、善意だけで進めて協力していただいただけだと、いつかこの協議会も破綻してしまう

と思います。かといって、お金のためだけではないのは前提条件なのかもしれませんが、空調設備のようなものは物品の金額自体が大きく、それに対する工事や設計の人件費もかかってきますが、学校運営協議会に参加してもらった分の2,000円はもちろん良いのですが、見聞を広めるため出張にいった時の経費はどうするのか、勉強会があった際の交通費はどうするのか、コミュニティスクールを推進していく上では、もう少し検討の余地があったのではと思います。

事務局 他市町の状況等を参考に定めていますが、確かに今は会議に出席するための費用しか準備できていません。見聞を広めるための出張等も可能性はありますが、今後要望がありましたら検討させていただきます。来年度はこの形で進めさせていただきたいと思います。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 議案第3号 令和8年度学校給食納入食糧品業者の選任について

小西教育長 日程第3「議案第3号 令和8年度学校給食納入食糧品業者の選任について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市給食センター設置条例第4条に基づく、大竹市給食センター運営委員会において審議した令和8年度の学校給食納入食糧品業者を選任しようとするものです。令和8年度学校給食納入食糧品業者の選任をお願いする業者は、学校給食納入食糧品業者選任審査要綱第3条に基づき提出期間内に申請があり、提出された書類の内容を、事務局において、同要綱第2条に基づき項目ごとに審査を行い、審査基準を満たしていることを確認した上で、大竹市給食センター運営委員会において審議した結果、学校給食納入食糧品業者の資格に該当するとの意見をいただいたものです。令和8年度の選任申請があった業者は16業者です。今年度は17業者を選任していますので、1業者減になっています。ただし、今回申請されなかった業者が納入している物資については、来年度選任申請いただいている業者の中で賄えることは確認しています。また、学校給食納入食糧品業者選任審査要綱第5条第2項の規定により、選任の有効期間は1会計年度限りとあることから、選任期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小城委員 1年間この予算で進めていくのですが、物価の変動があると思いますが、その時は決まっている予算の中で進めて行くのか、補正を考慮する必要があるのか教えてください。

事務局 今年度もそうだったのですが、色々なことを工夫して今の料金設定を変えないように努力しています。今年度はなんとかなりそうですが、もちろん上手いかなくなることもあります。高騰した時は補正をするか、運営委員会を開いて協議していきます。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委員一同 なし。  
小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。  
委員一同 異議なし。  
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 報告第2号 大竹市社会教育委員の委嘱について

小西教育長 日程第4「議案第3号 大竹市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。  
事務局 大竹市社会教育委員について、委嘱している委員に職務者の交代があったので、後任の者を新たに委嘱する必要が生じましたが、大竹市教育委員長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。なお、本報告は、社会教育法第15条及び大竹市社会教育委員条例第1条の規定に基づいて、大竹市社会教育委員として委嘱したことを報告するものです。このたび、大竹市社会教育委員に委嘱した方は、小田一輝様です。小田様は、大竹青年会議所副理事長であり、職務交代に伴い、前任の前田様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただいたため、この度新たに委嘱するものです。なお、任期につきましては、大竹市社会教育委員条例第4条第1項に基づき、前任者の残任期間とすることになっておりますので、委嘱日である令和8年1月20日から令和9年5月31日までとなります。  
小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
委員一同 なし。  
小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。  
委員一同 異議なし。  
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。  
小西教育長 続いての、日程第5から日程第7までの3件の審議については、会議の冒頭で、「公開しない」とことと決定しました。よって、これより非公開とします。なお、日程第5報告第3号、日程第6報告第4号及び日程第7協議・報告事項については、個人的な内容が含まれる案件であるため、議事録の審議の内容の部分については非公開とします。

～報告第3号の審議についての議事録は非公開～

### 報告第3号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について

小西教育長 本件は原案のとおり承認されました。

～報告第4号の審議についての議事録は非公開～

### 報告第4号 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会で審議した児童の通級について

小西教育長 本件は原案のとおり承認されました。

～協議・報告事項の審議についての議事録は非公開～

協議・報告事項 令和7年度大竹市立小・中学校生徒指導上の諸課題等の状況について

小西教育長 これを協議を終了します。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和8年第2回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 11時00分】

.....